



◆高額介護サービス費支給申請の手続きについて

Q

介護保険サービスの利用料が高額になったときに、負担を軽減してもらう制度はないのでしょうか？

A

介護保険サービスの利用料が高額になったときには、被保険者の世帯の課税状況や所得の状況に応じて、一定の額を超えた分を払い戻す『高額介護サービス費の支給』制度があります。

また、今回の介護保険制度の改正に伴い、負担上限額や手続きの方法も新しくなります。

なお、この『高額介護サービス費の支給』の対象となる金額は、介護保険対応の1割負担分になりますので、洗濯代やおむつ代、入浴セット代などの日常生活費は対象になりません。

平成 17 年 10 月サービス利用分以降の高額介護サービス費における負担上限額（月額）

利用者負担段階	負担上限額（基準額）	摘 要
第 1 段階	15,000 円	・生活保護の受給者 ・市町村民税世帯非課税であり、老齢福祉年金の受給者
第 2 段階	15,000 円	・市町村民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人
第 3 段階	24,600 円	・市町村民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人
第 4 段階	37,200 円	・市町村民税世帯課税である人

手続きの方法

今回の制度改正により、平成 17 年 10 月の介護保険サービス利用分から手続きが簡単にできるようになります。ひと月の利用料が負担上限額を初めて超えた時に申請書を送付しますので、必要書類を添えて申請してください。それ以降は負担上限額を超えた分を毎月ごとに自動的に指定の口座に振り込まれるようになります。

平成 17 年 10 月利用分まで（改正前）

- ・各月ごとに申請が必要。
必要書類
- ・申請書、請求書
- ・当該月利用分の領収書
- ・通帳の写し（初回の申請のみ）

改正

平成 17 年 10 月利用分以降（改正後）

- ・申請は初回だけ。
必要書類（初回の申請のみ）
- ・申請書、請求書
- ・通帳の写し

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 76 - 1111（内線 131）